

訪問看護ステーションあやめ 運営規程  
健康保険法指定訪問看護事業所運営規程

(事業の目的)

第 1 条 イリス株式会社が開設する訪問看護ステーションあやめ（以下「ステーション」という。）が行う健康保険法指定訪問看護の事業（以下「事業」という。）は、ステーションの看護師等が、主治医が健康保険法指定訪問看護の必要を認めた、病気や怪我により在宅療養を必要とする者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第 2 条 ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第 3 条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 訪問看護ステーションあやめ
- 2 所在地 札幌市南区真駒内本町 5 丁目 1 番 8 号第 5 ナベビル 2 階

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 ステーションに勤務する従業者の職員、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 常勤 1 名

管理者は、ステーションの従業者の管理、健康保険法指定訪問看護の利用の申し込みに係わる調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- 2 訪問看護師等

- |                    |       |
|--------------------|-------|
| (1) 保健師、正看護師又は准看護師 | 3 名以上 |
| (2) 理学療法士          | 必要数   |
| (3) 事務職員           | 必要数   |

訪問看護師等は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を作成し、利用者又は、その家族に説明する。

訪問看護師等は、健康保険法指定訪問看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 3 電話などにより24時間連絡が可能な体制とする。

(健康保険法指定訪問看護の内容)

第6条 健康保険法指定訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- 1 病状・障害の観察
- 2 清拭・洗髪などによる清潔の保持
- 3 療養上の世話
- 4 褥瘡の予防・処置
- 5 リハビリテーション
- 6 認知症患者の看護
- 7 療養生活や介護方法の指導
- 8 カテーテル等の管理
- 9 その他医師の指示による医療処置

(利用料その他の費用の額)

第7条 健康保険法指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該健康保険法指定訪問看護が法定受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 その他の利用料金は以下のとおり徴収することができるものとする。

健康保険法指定訪問看護に要した交通費は次のとおりとする。

- ① 片道5 km以内(訪問毎) 200円
  - ② 片道5 km～10 km(訪問毎) 400円
  - ③ 片道10 km以上(訪問毎) 600円
- 3 定休日利用料については、訪問毎に 3,000円を徴収する
  - 4 キャンセル料については、1回につき 2,000円を徴収する。
  - 5 死後の処置に係わる費用
    - ② 指定訪問看護の訪問の際に処置をしたとき 6,000円
    - ② 指定訪問看護の訪問の際以外に処置をしたとき 10,000円

## 6 保険適用外訪問看護に係わる費用

①居宅からの移動を伴わない訪問看護	1回につき（1時間30分まで）	7,200円
②居宅からの移動を伴う訪問看護	1回につき（1時間30分まで）	7,200円
	交通費	実費

③①、②の1時間30分を超えた場合は、30分毎に1,700円を追加する。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、札幌市南区（定山溪を除く）、豊平区の区域とする。  
ただし、これ以外は相談に応じる。

（衛生管理等）

第9条 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生管的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又まん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（緊急時等における対応方法）

第10条 訪問看護師は、健康保険法指定訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

（虐待防止に関する事項）

第11条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待防止を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族など高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第13条 ステーションは、訪問看護師の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1ヶ月以内

② 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする

5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項はイリス株式会社と訪問看護ステーションあやめの職員代表との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成31年1月1日から施行する。

この規定は、令和2年8月20日から施行する。

この規定は、令和2年9月14日から施行する。

この規定は、令和2年10月6日から施行する。

この規定は、令和2年12月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年5月1日から施行する。

この規定は、令和3年10月1日から施行する。

この規定は、令和4年1月1日から施行する。

この規定は、令和4年2月21日から施行する。

この規定は、令和4年3月1日から施行する。

この規定は、令和4年5月16日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。